

リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担区分	
		委託者	受託者
構想・計画リスク	本業務の実施に関連する政策、条例及び予算措置の変更・中断・中止・遅延に関するもの	○	
応募リスク	募集要項の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
	業務範囲の縮小、拡充等に関するもの	○	
	本業務への参加意思を表明して行う提案等に関するもの		○
デフォルトリスク	委託者のデフォルト（支払遅延、停止等）に関するもの	○	
	受託者のデフォルト（破綻、契約違反、債務不履行）に関するもの		○
経費の上昇	受託者の責による経費の増大		○
	物価等の上昇	※	
	上記以外のもの	○	
税制等の変更	業務に直接関係する法律等の改正	○	
	消費税制の変更	○	
	上記以外のもの		○
許認可の遅延	受託者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
その他法令上の責任	受託者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受託者の業務実施に起因する住民苦情		○
	上記以外のもの	○	
環境保全	受託者の行う業務に起因する環境影響(周辺水域の悪化、有害物質の排出及び漏洩、騒音、振動、異臭等)		○
	上記以外のもの	○	

リスクの種類	リスクの内容	負担区分	
		委託者	受託者
第三者賠償	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	上記以外のもの	○	
事故、災害	受託者の責による事故及び災害等の発生(再受託者及び関係者による事故、施設及び設備の損傷)		○
	上記以外のもの	○	
不可抗力による損害	天災、暴動等の不可抗力による契約の中止または変更、施設及び設備の損害	○	
施設、設備の損害	受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設及び設備の損害		○
	業務開始前に内在していた潜在的瑕疵に起因する損害	○	
	異常な水質（有害物質等）や水量の流入に起因する損害	○	
	上記以外のもの（経年劣化を含む。）	○	
施設の増設	施設の増設に伴う経費の増大	○	
性能事項の達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
	不可抗力、又は異常な流入水・潜在的瑕疵に起因する要求水準の未達成	○	

※ 物価等の上昇に関する取扱いは次のとおりとする。

1 賃金水準の変動に伴う労務単価の変更

(1) 適用の範囲

「業務委託料の内訳」(1)固定経費のうち、友和浄化センター（物品等調達管理費用）及び浅原浄化センター（物品等調達管理費用）を除く費用に適用する。

(2) 基準単価

基準単価は、広島県公共工事設計労務単価表で示される電工単価（以下、「単価」という。）とする。

(3) 変更の判断

初回は令和8年4月度の単価を基準として、各年度の4月の単価の変動が±5%以上認められる場合に、委託者又は受託者は、委託料の額の変更を協議することができる。次回以降は、直近の改定後の単価を基準として、その変動を判断する。

(4) 算出方法

当該変更に係る委託料は、以下の方法で算出する。

各区分の変更後の委託料＝各区分の年額×変動係数

変動係数＝【各年度の4月の単価】÷【基準となる4月の単価】

2 物価変動に伴うユーティリティの変更

著しい物価変動が生じた場合に、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。